

# 広域求職活動費に関するお知らせ

～令和8年8月1日から受給可能な回数が設定されます～

「広域求職活動費」は、雇用保険の受給資格者の方が、ハローワークの紹介により遠隔地にある求人事業所を訪問して求人者と面接等（広域求職活動）をした場合に支給されます。

支給には一定の条件があり、支払われる費用には鉄道賃、船賃、航空賃、車賃と、宿泊料があります。

令和8年8月1日から、広域求職活動費を受給できる回数の上限が設定されますので、雇用保険を受給中の方で、8月1日以後に広域求職活動を行う場合は、ご自身の受給回数をご確認ください。

## ！ 広域求職活動費の受給回数について（令和8年8月1日施行）

広域求職活動費の受給回数は、所定給付日数に応じて、下記の回数を最大として支給されます。令和8年7月31日以前に開始した広域求職活動費は回数にカウントされません。

所定給付日数	90日以下	120日	150日	180日	210日	240日	270日	300日	330日	360日
広域求職活動費受給回数上限	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回

## 広域求職活動費の支給要件

「広域求職活動費」は以下の条件を満たした場合に支給されます。

- ① 雇用保険の受給資格者であること  
※ 広域求職活動の指示を受ける時点で、受給資格者であれば、広域求職活動を開始する時点で、受給資格者でなくても対象となります。
- ② ハローワークに紹介された求人が、その受給資格者の方に適当と認められる管轄区域外に所在する事業所のもので、その事業所の常用求人であること
- ③ 雇用保険の受給手続を行っているハローワークから、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの間の距離（往復）が、交通費計算の基礎となる鉄道等の距離で200キロメートル以上あること
- ④ 雇用保険の待期期間が経過した後に、広域求職活動を開始したこと
- ⑤ 広域求職活動に要する費用が、訪問先の求人事業所の事業主から支給されないこと、またはその支給額が広域求職活動費の額に満たないこと

\* 上記のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合は、その給付制限期間が経過した後に、広域求職活動を開始したことが必要です。

# 広域求職活動費の支給額

## 鉄道賃、船賃、航空賃および車賃



雇用保険の受給手続きを行っているハローワークの所在地から、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの所在地までの順路について、通常の経路および方法により計算した運賃等の額が支給されます。

## 宿泊料について



交通費計算の基礎となる鉄道等の距離が400キロメートル以上ある場合に支給され、その距離と、訪問する求人事業所の数に応じて金額が定められています。

## 広域求職活動費の支給手続き

- ① 求人紹介
- ハローワークの職業相談部門で、支給の対象となる事業所の求人紹介（広域職業紹介）を受けた場合、雇用保険の受給手続きを行っているハローワークの雇用保険部門から下記2点の用紙が交付されます。
- ・ **「広域求職活動指示書」**
  - ・ 訪問する求人事業所の数に応じた**「広域求職活動面接等訪問証明書」**

- ② 面接等
- 紹介された事業所で面接等を受けます。
- ★面接等を受けた事業所に、**「広域求職活動面接等訪問証明書」の事業主証明欄の記載をお願いしてください。**

- ③ 書類提出
- 広域求職活動を終了した日の翌日から10日以内**に雇用保険の受給手続きを行っているハローワークの雇用保険部門に、下記の書類を提出してください。
- ・ 支給申請書
  - ・ 雇用保険受給資格者証
  - ・ 広域求職活動指示書
  - ・ 広域求職活動面接等訪問証明書

その他、ご不明な点は、お気軽に最寄りのハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。

ハローワーク 所在地

検索